

# 平成30年度第5回 教育委員会会議 会議録

- 1 日 時 平成30年7月2日（月） 13：15～17：38
- 2 場 所 3号館8階教育委員会室
- 3 出席者 <教育委員会>  
長田教育長 梶木委員 伊東委員 福田委員 今井委員  
<事務局>  
川田教育次長 後藤教育次長 浜本総務部長 大谷学校教育部長  
荒牧教育施策推進担当部長 山下総合教育センター所長
- 4 欠席者 山本委員
- 5 傍聴者 1名
- 6 次第  
教第14号議案 平成31年度使用神戸市立小・中学校・義務教育学校特別支援学級及び特別支援学校小・中学部教科書採択の件  
教第15号議案 平成31年度使用神戸市立特別支援学校高等部の教科書採択の件  
教第16号議案 神戸市スポーツ推進審議会委員の委嘱の件  
協議事項3 学校の業務改善に関する方針・計画の策定について  
協議事項6 組織風土改革のための有識者会議について  
報告事項1 訴訟について  
報告事項2 市民の声（平成30年4月受付分）報告について  
報告事項3 教職員の人事について  
報告事項4 平成30年度神戸市学力定着度調査の実施状況報告について  
報告事項5 学校運営協議会について  
報告事項6 平成30年第1回定例市会及び文教こども委員会の報告について  
報告事項7 学校園等のコンクリートブロック塀等の緊急安全点検の結果と今後の対応について  
(その他報告) 主要行事の報告と予定

## 7 会議内容

(長田教育長)

それでは、ただいまから教育委員会会議を始めさせていただきます。

本日は、山本委員が所用のため欠席です。

まず、初めに写真撮影の許可について、お諮りをします。

本日の教育委員会会議の様様を朝日新聞さん、毎日新聞さん、神戸新聞社さんから写真撮影の申し出が、それからNHKさん、毎日放送さんからビデオ撮影の申し出がありますので、許可したいと思います。御異議ございませんか。

(「はい」の声あり)

(長田教育長)

それでは、許可することとさせていただきます。

本日の議題ですが、当初の案内から少し変更になっており、議案が3件、協議事項が2件、報告事項が全部で7件です。

このうち、教第16号議案神戸市スポーツ推進審議会委員の委嘱の件については、教育委員会会議規則第10条第1項第4号により、社会教育委員及び法律または条例に基づき設置する附属機関の委員の委嘱及び解嘱並びに任免に関するものに該当します。それから協議事項の3、学校の業務改善に関する方針・計画の策定については、第6号により、会議を公開することにより、教育行政の公正かつ適正な運営に著しい支障が生じるおそれのある事項であって、非公開とすることが適当であると認められるものに該当するものと思われまます。それから協議事項6、組織風土改革のための有識者会議については、同じく第6号により、会議を公開することにより、教育行政の公正かつ適正な運営に著しい支障が生じるおそれのある事項であって、非公開とすることが適当であると認められるものに該当すると思われまます。続いて、報告事項1の訴訟については、第5号により、訴訟または不服申し立てに関する事。また報告事項2、市民の声報告については、第6号により、会議を公開することにより、教育行政の公正かつ適正な運営に著しい支障が生じるおそれのある事項であって、非公開とすることが適当であると認められるもの。また、報告事項3、教職員の人事については、第2号により、職員の人事に関する事。報告事項4、平成30年度神戸市学力定着度調査の実施状況報告については、第6号により、会議を公開することにより教育行政の公正かつ適正な運営に著しい支障が生じるおそれのある事項であって、非公開とすることが適当であると認められるものに、それぞれ該当すると思われるので、非公開とさせていただきますと思いますが、いかがでしょうか。

(5名の賛成により非公開案件を決定)

(長田教育長)

それでは、今、申し上げた議案及び報告事項等については、非公開とさせていただきます。

それではまず、議案の教第14号議案から審議をいたします。

第14号議案は、平成31年度使用神戸市立小・中学校・義務教育学校特別支援学級及び特別支援学校小・中学部教科書採択の件についてです。

それでは、説明をお願いします。

## **教第14号議案** 平成31年度使用神戸市立小・中学校・義務教育学校特別支援学級及び特別支援学校小・中学部教科書採択の件

(三宅特別支援教育課長)

それでは、第14号議案について御説明します。今回、採択の御審議をいただくものは、文部科学省発行の平成31年度一般図書一覧に新たに掲載された15点についてです。

特別支援学級及び特別支援学校の児童・生徒は検定教科書、文部科学省の著作教科書、一般図書の3種類から選んで使用しています。

検定教科書というのは、通常の学級に在籍する児童・生徒が使用する教科書のことです。著作教科書は特別支援学校小・中学部の知的障害者用と、特別支援学校小・中学部視覚障害者用の点字版の2種類があります。別冊2の目録集の1から10ページがその一覧となります。一般図書とは、学校教育法附則第9条の規定において、当分の間、検定教科書や著作教科書以外の教育用図書を使用することができるといった内容が示されていますので、それに沿って、特別支援学校、特別支援学級の児童・生徒が使用する教科書です。

神戸市ではこれまで、文部科学省が発行する一般図書一覧に掲載されているものを一般図書として採択しています。平成31年度用一般図書一覧には339点の教科書が掲載されています。そのうち、今年度新たに掲載された15点以外の324点については、平成30年度までに調査研究を行い、採択いただいていますので、継続して使用させていただきます。したがって、今回御審議いただくのは新たに掲載された15点の一般図書ということになります。

今年度の調査員会では、この15点について調査・研究を行いました。資料の別冊1は、調査員会の調査研究報告で、選定方針とともにまとめています。それぞれの本の調査・研究については、5ページ以降に報告をまとめています。その中から幾つかを担当指導主事から御説明させていただきます。

(山田特別支援教育課指導主事)

別冊1の5ページに調査報告の15点が載っていますので、そのうちの前の三つについて、私のほうから説明をします。

まず1点目です。こちらに現物があります。「あそびのおうさまBOOK おうさまのたからばこ スタンプポン」というものになります。

こちらですけれども、スタンプと冊子が一体になっており、冊子は取り外しができるようになっています。こちらに、スタンプとスタンプ台がこのようになっています。冊子の中身ですが、スタンプで風船を押していくというような形になっています。横のほうに手がかりになるイラストがありますので、自分でスタンプの形や色が選べます。また、ほかのページもそうですけれども、各ページにコメントがついていますので、スタンプの押し方のヒントが得られるようになっています。

あと、それぞれのページには、キリンや自動車のページもあります。このように、子供たちがよく知っている題材で構成されています。イラストもとてもかわいらしい色合いで描かれています。あと、こちらは花をつくるころなのですが、このあたりは三角とか丸とか、いろいろな組み合わせで自分で考えることができますので、創作意欲を育てることができます。幅広い学年で使用できると考えています。

以上が「あそびのおうさまBOOK おうさまのたからばこ スタンプポン」です。

(長田教育長)

その本をこちらに回してください。

(山田特別支援教育課指導主事)

続けて説明します。2冊目ですけれども、「キッズ・えほんシリーズ 日本がわかるちずのえほん改訂版」になります。

この本ですけれども、こちらは東京都を紹介しているページですけれども、大き目のイラストが配置されていて、とてもわかりやすくなっています。後ろのほうにはスカイツリーとか東京タワーの絵もあり、このように大きさ、別のページであれば広さなどが、絵と数字などイラストであらわされていて、見てわかるようになっています。こちらは奈良県ですけれども、奈良では大仏とかシカというように、各都道府県の代表的なもの、それ以外にも日本で一番のものは何かというページもあり、見るだけでも関心を持てるようになってきています。

説明のほうですが、文字とイラストの組み合わせで説明しており、内容も豊富なので、幅広い年齢で使用できるかと思います。あと、先ほど長さのところがありましたが、それぞれのところに単位も表示してありますので、単位の学習にも使えるかなと思います。全体的にイラストが大きくて、色使いがよく、見やすくできています。いろいろなものが比較しやすいような構成になっている本になります。

3冊目の説明をします。「あいうえおべんとう」という本になります。

こちらの本ですが、イチゴとかエビフライとか、いろんな食品、料理が出てきます。詰め合わせたお弁当が、次のページでこのようにお弁当になっています。また、後で回すときに見ていただけたらと思いますが、これは写真とか絵ではなくて、貼り絵を何か写真で撮っているような形になっていますので、イラストも少し暖かみがあるかなと思います。

それぞれのページに載っている食べ物ですけれども、子供たちが知っているもの多くて、お弁当の彩りもとてもきれいです。ですので、食べてみたいとか、つくってみたいなど思うようなでき上がりになっています。それぞれのページが50音順に頭文字が丸で囲んであります。ですので、平仮名の学習にも役立つかと思います。また、最後のページなどは、みんなでお弁当を食べて、いただきますと挨拶するようなページもあって、食育として取り入れることも可能です。

文字が大きくて、とても見やすいです。単品で紹介された次のページがお弁当という構成になっていますので、わかりやすいです。それぞれ平仮名の横に片仮名表記もつけられています。

その他の12冊に関しては、次ページ以降に調査報告を載せています。今年度の15冊の新しい図書の特徴としては、こちらのルールブックというような本のようにルールやマナー、挨拶など、ソーシャルスキルのものを学ぶ図書が結構たくさん入っているなどというような意見が、調査員会のほうでも出ました。

以上です。

(長田教育長)

今、対象の図書を見ていただいていますけれども、御意見、御質問があればお願いしたいと思います。

(梶木委員)

最後に御説明のあったお弁当の本ですけれども、食育の観点とおっしゃったと思うのですが、ぱっと見せていただいたページが、お箸の向きが逆だなと思ったのですけれども、こういうのは左ききに配慮していると考えられるのですか。

(山田特別支援教育課指導主事)

確かに逆向きですね。

(梶木委員)

ほかのページはいわゆる右ききのお箸の置き方で、最近の子供たちは左ききも非常に多いので、配慮されているといえばそうなのかなと思います。

こういうのは、どういうふうに調査員会の方とかは考えておられるのか教えていただけますか。

(山田特別支援教育課指導主事)

調査員会では、箸の向きのところまでは議論が出ていなかったのですが、今御指摘をいただいて初めて知ったところです。確かにおっしゃるとおり、私自身も左ききですので、最近左で箸を持つ児童・生徒も多いので、その辺りもあるのかもしれません。

(梶木委員)

わかりました。

(長田教育長)

これなんかは完全に左ききですね。

(梶木委員)

左ききですよ、さっきのお箸も一緒ですね。

(長田教育長)

多分、そうなのでしょうね。

ほか、御質問等ございましたらお願いします。

(梶木委員)

この「にじいろのさかな」は今まで一般図書になかったのですか。

(山田特別支援教育課指導主事)

とても有名な本なのですが、今までなかったです。

(梶木委員)

とても有名な本ですよ。

(山田特別支援教育課指導主事)

はい。

(梶木委員)

何でことしなのだろうという疑問が、今までなかったんだと、この資料を見ながら思っていました。

(山田特別支援教育課指導主事)

毎年、今までなかったのかというような本が一覧に出てきます。やはり、文部科学省のほうで、各都道府県で採択されているものであるとか、次年度に発行が予定されているものというのを調査をしていますので、そんな中で選んでいるのではないかなというふうに思いますが、これまでなぜなかったかというのは、ちょっと私のほうにもわかりません。

(福田委員)

今回の追加はこの15点ですか。

(山田特別支援教育課指導主事)

はい。

(福田委員)

過去三百幾つとおっしゃっていましたが、そうすると今どんどんふえてきているわけですね。古いというか、現在の状況等にあっているかとか、今まで使っている教科書の検証というのはどのようにされているのですか。

(山田特別支援教育課指導主事)

今年度新たに15点が加わっていますけれども、実際は何点か削除されていっています。昨年度であれば、9冊新規に入って9冊が削除されていますので、増えていくだけではないです。大体330あたりの数で推移していて、その中から各校の先生が児童・生徒に合う図書を選ぶような形になっています。

(福田委員)

わかりました。

(長田教育長)

ほか、いかがでしょうか。

(伊東委員)

神戸市の先生が書いているものを採択して、教科書として使うというのは、特に問題はないのですか。

(山田特別支援教育課指導主事)

それは調査員会を開く際に確認しています。

(梶木委員)

学校で使うから問題ないと思いますけれども、この本は4歳、5歳、6歳向けと書いてありますが、内容的にかなり難しいですよ。出版業界はこういうことができたら学校に入ってきてくださいというイメージなのですかね。

(三宅特別支援教育課長)

児童個人個人に応じて、違う教科書を使っています。

(梶木委員)

教科書で使う分にはいいと思いますが、一般的に採用となるとすごいなという感想です。

(山田特別支援教育課指導主事)

特別支援学級、特別支援学校は個々で選んでいきますので、その本を選ぶ子もいれば、同じクラスの中に別の本で学習する子もいます。

(三宅特別支援教育課長)

確かに、年齢的には難しい内容かもしれません。

(梶木委員)

職員室に入る前にはとか書いてあるので、就学前児の本なのになと思いました。

(山田特別支援教育課指導主事)

そうですね。

(長田教育長)

ほか、よろしいですか。

そうしたら、この教第14号議案、一般図書15冊を採択するということで、御承認いただいてもよろしいでしょうか。

(5名の賛成により可決)

(長田教育長)

それでは、教第14号議案は採択とさせていただきます。

続いて、教第15号議案、平成31年度使用神戸市立特別支援学校高等部の教科書採択の件について、説明をお願いします。

## **教第15号議案** 平成31年度使用神戸市立特別支援学校高等部の教科書採択の件

(三宅特別支援教育課長)

第15号議案の御説明をさせていただきます。

神戸市立特別支援学校高等部の教科書の採択の流れについてですけれども、教科書選定委員会を各校で設置して、そこでの選定作業を経て、教育委員会に申請されてきています。その内容が別紙に記載されていますので、別紙のほうをごらんください。

別紙の1ページですけれども、これは盲学校の申請です。13ページからが友生支援学校、35ページからが青陽東養護学校、40ページからがいぶき明生支援学校、53ページから66ページまでが青陽須磨支援学校の申請書です。



申請内容については、具体的に盲学校の申請書をもとに、少し補足説明をします。

1行目の「高等学校 新編国語総合」にあるように、検定教科書は、申請書の教科書番号の後ろに丸検と表記しています。2行目にも同じ名前の教科書がありますがけれども、これは上段にある教科書の点字版ということになります。

次に、一般図書です。教科書番号欄に丸検の表記のない図書がそれに当たります。内容については担当指導主事のほうから御説明させていただきます。

(山田特別支援教育課指導主事)

2ページを開いていただき、下から6行目をごらんください。

「音と光のでる絵本 ならしてあそぼう！どうようタンバリン」という本があるかと思えます。こちらが実物です。こちらには本がついており、外したらタンバリンになって、音楽が鳴り、それに合わせて太鼓のようにたたけます。このようなものも一般図書に当たります。これは、現在盲学校に在籍していたり、今後入学予定の重度の重複障害の児童・生徒がいたりした場合に、聴覚を使って学習をすることができるように申請をしています。

ほかにも、3ページをごらんください。3ページの上から2行目と4行目、P07、P16というふうに表記されているものがあるかと思えます。こちらは一般図書ですが、平成31年度使用一般図書一覧に掲載されているものということになります。それ以外にも、ちょっと特徴的なものを紹介させていただきます。

少し飛びますが、34ページをお開きください。友生支援学校から出ているものですが、上から2行目になります。職業の授業において使用する「「働く」の教科書」という本を申請しています。こちらが本の実物です。いろいろな職業が紹介されており、どのような仕事内容かというようなものが書いています。職業コースにおいて、就労を目指した学習を行うためのものになります。

以上で説明を終わります。

(長田教育長)

この件について御質問、御意見があればお願いします。

この選定方針というのは、各学校によってちょっとずつ違うわけですね。

(山田特別支援教育課指導主事)

そうです。選定委員会を各校で設けています。

(長田教育長)

それぞれの学校で、選定委員会で議論をして、我が校はこういう選定方針でいこうということですね。

(山田特別支援教育課指導主事)

そうです。

(長田教育長)

わかりました。

(福田委員)

選定委員の方の評価の仕方ですけれども、選定方針として、それぞれの本に対して、例えばこれは何点、何点、何点と、そういうふうな採点をして決めているのですか。それとも、ある水準を超えたら採用しようというふうに決めているのか、その辺の議論はどういうふうに行われているのですか。

(山田特別支援教育課指導主事)

選定の進め方自体は、私のほうでは把握できていないのですけれども、選定をした理由については、こちらに報告をいただいているのですが、点数方式で行っているのかどうかというところまでは確認がとれていません。

(福田委員)

知りたかったのは、例えば、いろいろな科目で、多くの選定図書が選ばれているので、それぞれの特徴について、どういう評価をされているのかということを知るためには、どのような視点で、どういう評価をされているのかというのは、やはりこれは興味がありますから、注目すべきことだというふうに思っていますので、わかればまた教えてください。

(山田特別支援教育課指導主事)

はい、わかりました。

(梶木委員)

特別支援学校高等部の教科書は無償ですか、有償ですか。

(山田特別支援教育課指導主事)

無償ではありませんけれども、奨学金のほうが出ますので、そちらで購入をしていきます。

(梶木委員)

全員ですか。

(山田特別支援教育課指導主事)

はい、そうです。

(梶木委員)

では、個人負担はゼロと考えていいのですか。

(山田特別支援教育課指導主事)

はい。個人負担はありません。

(伊東委員)

これは個々に行き渡るのですか。それとも本棚みたいなどころにあって、その都度とるような形ですか。

(三宅特別支援教育課長)

個々に行き渡ります。

(梶木委員)

持って帰るんですか。いわゆる置き勉というのか、その辺はどうなのかなと思いました。

(山田特別支援教育課指導主事)

大きい教科書に関しては、置いて学校で常に使えるようにしたりする場合がありますし、持ち帰って使用できるようにするものもあります。それぞれ使い方は個々のものですので、それに合わせて使っております。

(今井委員)

入学予定の生徒さんとかの状態なども把握した上で選ばれているのですか。

(山田特別支援教育課指導主事)

今は、時期がまだはっきりはしていないので、ここに申請しているのは、先ほどの盲学校の例もそうなのですが、入る可能性があるというのも踏まえた選定をしているというふうに思われます。

(今井委員)

実際に入学された生徒さんの状態で、もっとこういうほうがよかったとか、そのお子さんにはもっと違った教科書のほうがよかったなどという例はやっぱりどうしても出てくるのですか。

(山田特別支援教育課指導主事)

今までは、この中から選ぶということでやっておりますので、高等部に関してはここから選ぶというルールでやっています。

(長田教育長)

ほか、ございませんか。よろしいですか。

それでは教第15号議案、特別支援学校高等部の教科書採択の件についてですが、承認とさせていただきますよろしいですか。

(5名の賛成により可決)

(長田教育長)

ありがとうございます。それでは承認とさせていただきます。

続いて報告事項の5、学校運営協議会について説明をお願いします。

## **報告事項5** 学校運営協議会について

(仲田教育企画担当課長)

報告事項5の学校運営協議会についてです。

資料1ページですが、地教行法の改正により、従来は任意の設置とされていた学校運営協議会が、平成29年度の4月より、設置が努力義務化されています。一般に、この学校運営協議会を設置する学校をコミュニティ・スクールと呼んでいます。

2の神戸市の方針のところですが、この設置の努力義務化を受けて、本市においても、現行の学校評議員制度を徐々に移行する形で、この運営協議会を設置しようということで、今年度よりモデル校において導入しています。中学校3校、小学校4校です。今後は、効果と課題を見きわめながら、国の動向も踏まえ、徐々に検討していくということで、これについては御報告もさせていただいているところです。

現在の状況ですが、この平成30年4月に、先ほど申し上げた7校に運営協議会を設置しています。北区の鶴台中学校については、鶴台中学校、ひよどり台小学校の1小1中ですが、こちらについては小中あわせて合同の協議会ということです。全部で六つの協議会を立ち上げています。

既に、1学期の中で、住吉中学校以下、四つの運営協議会の開催が終わり、無事に学校運営方針の基本的な承認等をいただいているところです。渦が森小学校、岩岡小学校については、7月下旬の開催予定となっています。

今後の設置予定の校園数ですが、ことしは小中だけでしたが、来年度は幼稚園、高等学

校、特別支援学校などのほかの校種にも少し広げていきつつ、小学校、中学校についても、イメージとしては、今年度と同規模の3校程度で、徐々にふやしていこうかなと思っています。

ただ、小学校1校、中学校2校から、今年度中の設置をしたいという御相談をいただいております。そこについては、今年度一部前倒しで設置を進めていければと考えています。

設置に当たっては、灘区、中央区、兵庫区、長田区、須磨区がまだ未設置ですので、そのあたりから進めていきたいなというふうに思っています。

報告は以上です。

(長田教育長)

今の報告事項5、学校運営協議会についてですが、何か御意見、御質問がありましたら、お願いします。

(伊東委員)

具体的には、承認についてどのような形で行われたのかとか、委員がどれぐらいいらっしゃってということなども、もしわかれば教えてください。

(仲田教育企画担当課長)

委員自体については、今は詳しい資料がありませんが、学校評議員と同規模で10名弱ぐらいの委員で構成されています。基本方針の承認ですが、学校の学校運営方針とか、毎年、学校で教育方針を議題にかけています。あと、毎年共通の学校目標、毎年変わる学校の目標といったものを承認いただいて、それ以外には承認ということではありませんが、各学年の狙いとか、そういったものについても御説明させていただいています。従来の学校評議員の時代から、承認という形ではありませんでしたが、説明している内容については、それほど大きくは変わっていないのかなというふうに思っています。

(伊東委員)

またの機会で結構ですけれども、どういう御意見がそういう方々からあがってきたかというのが、もしわかれば教えていただきたいと思います。

(仲田教育企画担当課長)

わかりました。

(今井委員)

あわせて、立ち上げに当たって何か苦労されたこととか、今後、改善できればということがあれば、ぜひ、そのあたりも教えてください。

(仲田教育企画担当課長)

立ち上げに当たって、特別に学校のほうで負担があったとか、苦勞があったということは、今のところ聞いていません。ベースに評議員の方々がいらっしゃいますので、それが移行する形になります。事前に、3学期の2月、3月に評議員としてお集まりいただく機会がありましたので、そのときに御説明していますので、そのあたりの大きな混乱というのは聞いていません。

(梶木委員)

質問ですけれども、この制度の概要のところ、職員の人事や教育活動について意見を述べたりすることができる合議制の機関だと書かれているのですけれども、実際には、人事や教員の配置とか、どういうことが言えるという想定ですか。

(仲田教育企画担当課長)

個人に関することは除いてということで、資料の2ページの規則の5条の2項のところですが、特定の個人に関することを除いて幅広く意見を述べることをとしています。例えば、ベテランの先生を配置してほしいとか、部活を指導できる先生を配置してほしいとかということは想定されるのかなというふうに思っています。

(梶木委員)

すでに今ある評議員制度との一番大きな違いは何かと聞かれれば、どういうところだという説明になりますか。

(仲田教育企画担当課長)

権限といいますか、今までは校長先生の求めに応じて何か意見を言うというだけであったのですが、仕組みとして、運営方針の承認をするということに変わったというところが、大きく違うかなというふうに思います。

(長田教育長)

合議制なんですよ。

(仲田教育企画担当課長)

合議制として、それで意見を言えます。

(長田教育長)

合議制の機関として、そこに決定権があるのですか。

(仲田教育企画担当課長)

意見としての決定権はあると思いますが、物事を決めるということではないです。

(長田教育長)

そういうことではないんですね。

(仲田教育企画担当課長)

はい。

(福田委員)

校長先生がリーダーシップというのをできれば明確にしようと、強化という言い方がいいのかどうかですけれども、そうしてほしいと私は思っているわけです。そうすると、そういう方向性と、今回のこの制度がうまく整合性をとれているかどうかです。合議制の意味がよくわかりませんが、その辺をきっちりと整理されたほうがいいと思います。そうしないと、どっちつかずということになるし、むしろ私は校長先生のリーダーシップというのがウエートが大きいのではないかなというふうに思いますので、その辺のところをもっと議論していただきたいなと思います。

(長田教育長)

私も同意見ですが、そもそも法律でどういう規定になっているのかというのを押さえていただきたいのと、きょうの配付資料の2ページに規則がついていますが、ここの第2条ではっきりと「教育委員会及び校長の権限と責任のもと」という言葉がありますよね。

(仲田教育企画担当課長)

はい。

(長田教育長)

それから、第4条では「設置校の校長は、次に掲げる事項について協議会の承認を得るものとする」とあります。何か基本的な学校運営に関することは、協議会の承認を得て、校長の責任のもとで行うと、そういうふうに読めます。

(仲田教育企画担当課長)

はい。

(長田教育長)

この制度概要の1番のところにあった、上から3行目の合議制と、何かこのあたりとの整合性がもう一つ腑に落ちないといいますか、制度の組み立てがどうなっているのかというの、不思議なところがありますね。

(仲田教育企画担当課長)

個別の意見というか、一つの会議体、合議体として意見をというところではあります。何か決定する機関ということではもちろんありません。ただ、こういう意見を協議会として申し出ようとか、そういう形が協議会です。

(長田教育長)

合議制という文言が、法律の規定の中のどこかにあるわけですか。

(仲田教育企画担当課長)

法律の文言については確認します。

(長田教育長)

恐らく福田先生も同じような御質問の趣旨だと思いますけれども、校長のリーダーシップで学校運営をしっかりとマネジメントしてやってもらいたいというのがありますね。

(仲田教育企画担当課長)

そこに地域の方の参画を得てということです。

(梶木委員)

一方で、地域の力が大きくなり過ぎてしまうところを、どこかで校長のリーダーシップや統制がとれないようになってしまわないところも担保しておかないといけないとは思いますが、すけれども。

(仲田教育企画担当課長)

そうです。それは規則の中で、学校の運営に支障が生じるような事態があれば、設置を取り消すということも、一応想定はしています。

(伊東委員)

以前、この会議に出てきたときは、図でわかりやすく説明していただいたこともありましたので、また、そういう資料つけていただいたりして説明をお願いできればと思います。

(長田教育長)



そうですね。きょう出た質問とか意見に対する答えじゃないですけど、わかりやすく、今おっしゃっていただいたようなもので、次の定例会ではなく資料提供でいいので、委員さんのほうに伝えてもらえたらと思います。

(伊東委員)

先ほどと少し重複してしまいますけれども、既に運営協議会が行われていたところで、たまたま私の出身の中学校と小学校があるので、地域性で何か困られていることとか、例えば鶴台であれば人口が減っている状況ですので、先ほど梶木先生や今井先生がおっしゃっていたように困っているようなことがあれば、ぜひ教えていただきたいと思います。

(長田教育長)

これは法律上、努力義務化されたということで、平成30年度からモデル校でということですが、目安としては全校いつまでにという計画はありますか。

(仲田教育企画担当課長)

神戸市としてはまだ持っていません。効果があるのか、あとは逆にデメリットがあるのかというのは、見きわめていこうと思っています。ただ、漏れ聞こえてくるのが、国のほうが5年後ぐらいには必置ということを行っています。必置になると、それに対応していかなざるを得ないのかなというふうには思っていますが、今のところは、全校設置ありきのモデル実施ということではないです。

(長田教育長)

ただ、法律上は努力義務ですから、努めなければならないということですね。

(仲田教育企画担当課長)

はい。効果と課題にもよりますが。

(長田教育長)

まず、効果と課題を洗い出してみてください。

(仲田教育企画担当課長)

それには1年通してどういうことがあるかということとか、もう少しモデル校をふやして見ていく必要があるのかなということで、徐々にはふやしていこうとは思っています。

(長田教育長)

ほか、ございますか。

(梶木委員)

今のお話を聞いていたら、必置に近づいていくのであれば、神戸市として拡大の方向にいくんだらうなと思いますけれども、そうであればやはり早目に神戸市としてうまく動くような方策を考えるほうがいいのではないかと思います。1年待ってみてというよりは、学校と地域の関係がすごく大事だとずっと言ってきているわけなので、うまく回っていく方向の協議会のあり方と、校長のマネジメントがうまくいく方法というのがどうあるべきかという姿を早目に議論し始めたほうがいいと思います。

急に全部しなければとなって、聞いていないみたいな話になるよりはいいのかなと思いますので、ぜひそこを早目に検討をしていただきたいと思います。

(長田教育長)

よろしいですか。

いろいろと御意見をいただき、疑問点も幾つかあるようですので、またそのあたりを整理して情報提供をしてください。

(仲田教育企画担当課長)

はい。概要を補足する資料——国の概念的なものになる部分もありますが、整理します。

(長田教育長)

よろしくをお願いします。

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

(長田教育長)

それでは続いて、報告事項6、平成30年第1回定例会市会及び文教子ども委員会の報告について説明をお願いします。

## **報告事項6** 平成30年第1回定例会市会及び文教子ども委員会の報告について

(田代総務課長)

6月の25、26日の市会本会議一般質問、及び6月19日市会文教子ども委員会についての御報告です。

前回の6月27日の教育委員会会議で垂水区中学生自死事案に関する報告をしましたので、本日はそれ以外の市会における質問についての御報告です。

事前に議事録を配布していますので、この場では報告のみ説明をさせていただきます。

まず、6月19日の市会文教こども委員会ですが、議案としては博物館のリニューアル展示製作業務の委託契約の締結というのがあり、その後、報告として、昨年12月に発生した六甲アイランド高校の生徒転落事故についての報告をしています。質問については、以下のとおりの内容でした。

その他所管事項としては、大阪府北部地震関連として、学校施設の安全点検についての御質問がありました。それから、学校の過密化対策関連ということで、このような形での御質問がありました。

続いて、6月25、26日の市会本会議の一般質問です。こちらについても、垂水区中学生自死事案以外の項目としては、この1から8の8項目の御質問がありました。

簡単ですが、市会の報告としては以上です。

(長田教育長)

それでは、この文教こども委員会、あるいは定例市会に関係して、御質問があればお願いします。

(今井委員)

過密化の件は、前からずっと言われていて、今回も言われているんですけど、以前に具体的にちょっと踏み込んで対策を打つという話があったと思いますけれども、具体的にはいつごろからですか。どこの地域とかは言わないほうがいいですかね。

(後藤教育次長)

これは地域によってケース・バイ・ケースということにはなりますが、既に、例えば、仮設校舎を建設するための予算をいただいているところもありますし、単に調査費として、どういう過密化対策が望ましいのかという、そういったコンセプトの整理から入るような地域もありますので、一律ではないということになります。

(今井委員)

以前の会議で、地図を見ながらこの地域はどうというような議論をしたところがありますよね。それは今、具体的に動いていっているのですか。

(後藤教育次長)

各学校区ごとに内部的にはいろいろ検討しています。以前にも教育委員会会議後の勉強会の形で、現状なり課題なり方向性なりを説明しましたが、また御議論いただいて、今後進めていきたいというふうに考えています。

(長田教育長)

状況変化もその後あると思いますし、やはり課題のある地域はある程度わかっているわけなので、またこの教育委員会会議で、総括的にそのあたりの説明をしていただいたほうがいいかと思います。

(後藤教育次長)

はい、承知しました。

(長田教育長)

よろしく申し上げます。

今までよく質疑があるような内容もありますし、また、例えば、遺伝子組み換え作物とかのような、あまり今まで俎上に上がってこなかったような関係も出ていますし、前回の臨時会で説明した垂水の中学生自死事案に関連する質疑がもちろん中心であったわけですが、それ以外でも結構多岐に渡って質問が出ていました。

(梶木委員)

今、おっしゃられた給食の遺伝子についてですけれども、種子法の関係ですか。

(長田教育長)

種子法の法改正の関係ですね。

(梶木委員)

法改正があつてというところで、結構これっていうのは給食については大きな問題になってくるのかなと思います。安全な給食を提供するという部分と、地産地消といっている部分だったりとか、いろんな給食の方針もありますけれども、今後どうしていくのかっていう方針をきちっと決めてやっていくべきだと思いますので、よろしく申し上げます。

結構、小学校では子供たちが畑でつくったのを食べたりするところもありますよね。そういうのはもう別だと考えていいんですか。

(長田教育長)

学校の敷地の中でということですね。

(梶木委員)

学校の敷地の中です。

(長田教育長)

それは食べているんですか。

(後藤教育次長)

食べています。

(梶木委員)

食べていますよね。

(後藤教育次長)

あれはもう究極の地産地消だと思っていますけれども、遺伝子組みかえとも関係ありません。

(川田教育次長)

学校の校地内でできない部分の学習については、よそに行ってつくらせていただいてもいいこともあります。自分たちがつくったものについては自分たちで食するという、そういうことも実際には行われています。学校の中で育ててというような部分も、そんな多くないので、給食で出すというようなそこまでの規模ではできないと思いますけれども、できるだけ育てた後、いただくというようなことも食育の中でやっています。

(梶木委員)

先ほど出てきた岩岡なんかは、結構大きな畑を持っておられて、大根とかをみんなでつくっていると、以前にスクールミーティングに行ったときに言っておられましたね。

(長田教育長)

ほか、ございますか。

(伊東委員)

六甲アイランド高校の件を初め、一度上がってきた案件は、その都度、経過というものを今まで以上に教えていただきたいと思います。今回、六甲アイランドは梶木先生と行って、校長先生にたくさん御説明を受けてというところもありましたので、今後、ぜひお願いできればと思います。

(大谷学校教育部長)

わかりました。

(長田教育長)

ぜひ、よろしく申し上げます。  
その他よろしいですか。

(「はい」の声あり)

(長田教育長)

続いて、報告事項7、学校園等のコンクリートブロック塀等の緊急安全点検の結果と今後の対応について、説明をお願いします。

### **報告事項7** 学校園等のコンクリートブロック塀等の緊急安全点検の結果と今後の対応について

(矢島学校施設担当課長)

学校園等のコンクリートブロック塀等の緊急安全点検の結果と今後の対応について、御説明します。

まず、1の概要です。6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震により、高槻市でブロック塀の倒壊する事故の発生がありました。これを受けて、市立の学校園を含む教育委員会所管の全施設を対象に、コンクリートブロック塀等の緊急安全点検を実施しました。

2は、点検とその結果です。点検の方法としては、各施設にあるコンクリートブロック塀を対象に、施設管理者が安全点検表を用いて、目視及び触診によって確認作業をしています。

(2)の点検の結果です。まず、①学校園については、点検対象が298校園あります。点検期間は6月19日から20日です。点検結果については、コンクリートブロック塀があったものが72校園です。うち、詳細調査が必要というものが68校園で、そのうち、建築基準法に適合していないものが19校園あります。

②の学校園以外の施設です。点検対象が公民館、体育館、図書館等76施設です。期間が19日から26日に実施しました。点検結果としては、コンクリートブロック塀があったのが9施設で、うち、詳細調査が必要というものが同じく9施設です。そのうち、建築基準法に適合していないというもので確認できたものが5施設あります。

今後の対応ですけれども、特に、建築基準法に適合しないコンクリートブロック塀については、安全確保のため、近づかないように注意喚起の表示を掲示して、早急に撤去等の対策を講じています。既に現在着工しているものもあります。その他の詳細調査が必要なものについては、速やかに詳細調査を行って、撤去等の対策を講じたいと考えています。

その他、学校園内のコンクリートブロック製の投てき板、壁打ち用の壁等で、45校について、コンクリートブロック製のものがあるということで、これについても撤去等の対策

を講じていきたいと考えています。

以上です。

(長田教育長)

この件、大阪の地震を受けていろいろと緊急的に調査なり対策を講じているということですが、何か御質問、御意見がありましたらお願いします。

この安全点検表は教育委員さんにはお送りしていますか。

(今井委員)

メールでもらいました。

(長田教育長)

御質問いかがですか。

(今井委員)

法定点検もしていたのに、建築基準法に適合していないところがあったというのは、それは結局、点検が不適切だったということなのですか。

(矢島学校施設担当課長)

一応、法定点検については3年に1回、建築基準法に基づいてやっているのですが、実際には3校で指摘が挙がっていたのですが、残りについては指摘が挙がっていないという状態でした。それは、点検のときに漏れてしまっていたという、結果的にはそういう形になります。

法定点検については、外部の建築事務所等に委託して実施しているのですが、結果的には16校で指摘が漏れていたということになります。

(長田教育長)

簡単に言うと、委託している専門家の中でも、そのあたりの認識は非常に薄くて、これは大阪でも一緒ですが、やはり意識が希薄していたということじゃないですか。

(梶木委員)

指摘があった3校はどうしていたのですか。そこが大きな問題だと思いますけれども。

(長田教育長)

そこは指摘として挙がってきていましたね。

(矢島学校施設担当課長)

法定点検のときに、いろいろな指摘とかがありますけれども、あわせて緊急に対応すべきかどうかということについて、建築士のほうから、特に緊急的に対応すべきものを挙げていただいています。主に壁、壁面のクラックとかです。それについては即対応しますけれども、今回のブロック塀については、特に緊急にという指摘はありませんでした。そのため、長寿命化改修などの大規模改修で、敷地と建物をあわせて改修する計画がありますので、その中で対応していきたいと考えていました。

今回、こういった事故もありましたので、ブロック塀については、できるだけ前倒しで是正するなど、対応していきたいと考えています。

(梶木委員)

やはりだめだと思います。法律に適合していないものが三つ見つかっていても、緊急性がないといって放置していて、今まで何もなくてきているので、不幸中の幸いというふうにするぐらいにしないといけません。

やはり法的に満たしていないものをわかっていて放置しているというのはだめだと思います。ですから、今後そういうことがないように、それこそきちんとそういうものが上がったときには、すぐに対応する組織でありたいと思います。

(長田教育長)

おっしゃるとおりです。

(梶木委員)

今回、全て適合になるということですね。

(矢島学校施設担当課長)

はい。基本的には適合でないブロック塀については撤去して、適合のものにかえるということで考えています。

(梶木委員)

会議の前にも言わせてもらいましたが、例えば風見鶏の館とか、文化財のものについては、文化財的価値も残しつつの改修でやっていただけるということによろしいでしょうか。

(矢島学校施設担当課長)

個別の案件になりますけれども、文化財課とも調整しながら、当然、景観計画区域とかに入っていますので、できるだけそういった位置付けに配慮しながら、適法な形にしてい



く必要がありますのでそれにふさわしい改修なりを検討していきたいと思います。

(後藤教育次長)

ちょっと補足ですが、先ほど、適合していないブロック塀については、撤去等の対策をとると申しましたけれども、基本的に適合しているものについても、これはもちろん優先順位がありますけれども、ブロック塀は基本的には撤去していくということです。立地条件とか、工法的に撤去が難しいものについては、代替的な措置をとっていくということで、基本的にブロック塀は撤去するということになります。

(長田教育長)

その方向でいいかどうかですよね。ここの場で御議論いただきたいということですね。

(後藤教育次長)

はい。

(長田教育長)

法に適合していても、新聞報道でもありましたが、2段か3段ぐらい残しておいてその上にフェンスみたいなものをつけてというような対策も一つの考え方としてはあると思いますけれども、そういうことも考えていくという理解でよいですか。

それとも、1段や2段というものも全部取っ払うという方針でいくのかどうかですね。それは調査を実施して、詳しく調べた上での判断になるのですね。

(富本学校環境整備課担当係長)

そうですね。劣化状況なども調査を行っていきます。

(長田教育長)

また、この場で調査状況を報告してもらわなければいけないですね。

(富本学校環境整備課担当係長)

わかりました。

(梶木委員)

これとあわせて、通学路の安全点検というのもお願いしていると思います。

(長田教育長)

今、やっていますよね。

(富本学校環境整備課担当係長)

はい。安全点検を実施しています。

(伊東委員)

これも同様で、ブロック塀とは関係ありませんが体育館です。避難所になり得る体育館の上から落下物がないのかということと、これから台風の時期になります。

また、各学校などにサッカーのゴールとか、バスケットゴールとか、不要のものがまだそのまま設置されていたり廃棄できないような状況のものがあるかどうか。以前に学校に寄せてもらったときには、もう何年も前から使っていないというテニスの審判台があったりとかというのを目にしたことがありましたので、担当の部署が違うかもしれませんが、そういうのもあわせて、安全点検の項目に入れていただければというふうに思いますが、いかがですか。

(後藤教育次長)

体育館の躯体と屋根の接合部分について、目視ができるものについては点検をしていますし、目視できないところについては専門業者に頼んでそれをやっています。もちろん、危険箇所については措置をしていくということになります。

(長田教育長)

そうしたら、この関係でもし御意見がまだあるようでしたら、一番最後にまた時間をとらせていただきたいと思いますと思いますがよろしいですか。

(「はい」の声あり)

(長田教育長)

次は、主要行事の報告と予定について、説明をお願いします。

### **その他報告事項** 主要行事の報告と予定

(田代総務課長)

主要行事の報告と予定ですが、6月4日以降の主要行事及び今後の主要行事予定となっています。

それから、次回の教育委員会会議の日程ですが、定例会としては7月13日金曜日15時ということで、よろしくをお願いします。

以上です。

(長田教育長)

御質問ございませんでしょうか。よろしいですか。

この際、教育委員の皆さんからこの会議で取り上げるべき項目等について、何か御意見がありましたら、お願いをしたいと思いますがいかがでしょうか。

また、後日でも結構ですし、メール等でも結構ですので、何かございましたら事務局のほうまで御連絡をお願いしたいと思います。

それでは、公開案件はここまでとなります。この後は非公開案件ということになりますので、恐れ入りますが傍聴者の方々並びに報道関係者の方々につきましては、ここで御退席をお願いします。

**閉会：午後 5 時38分**